

介護老人福祉施設  
「特別養護老人ホームはなみずきの杜」利用契約書

社会福祉法人 はくさん

## 介護老人福祉施設「特別養護老人ホームはなみずきの杜」利用契約書

甲（利用者） 様

乙（事業者） 社会福祉法人はくさん

特別養護老人ホームはなみずきの杜

理事長 鵜田 まゆみ

特別養護老人ホームはなみずきの杜（以下、「本施設」といいます。）のサービスを利用するにあたり、次のとおり介護老人福祉施設サービス利用契約を締結します。

### 記

#### （契約の目的）

第1条 本契約は、介護保険法等関係諸法令の定めるところにより、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、甲がその有する能力に応じ自立した日常生活を確保することを目的とします。

2 乙は、サービス提供にあたっては、甲の要介護状態区分、及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、甲に対しサービスを提供します。

#### （契約の期間）

第2条 本契約の有効期間は、以下のとおりとします。

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

ただし、契約期間満了以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

2 前項の契約期間満了日までに甲から更新拒絶の申し出がない場合、同一内容で自動更新する。

3 本契約が更新された場合、更新後の契約期間は、従前の契約期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間満了日までとします。

ただし、契約期間満了以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

#### （施設サービス計画）

第3条 乙は、介護支援専門員に、甲のための施設サービス計画（ケアプラン）を作成する業務を担当させます。

2 担当介護支援専門員が、甲のための施設サービス計画（ケアプラン）を作成する際には、甲、甲の後見人、甲の家族、身元引受人等の関係者から事情を聞いて、甲の有する能力やおかれている環境に基づいて、甲が最も人間的で自立した日常生活を送ることができるよう配慮します。

3 甲のための施設サービス計画（ケアプラン）を作成・変更する際には、担当介護支援専門員が計画または変更案の段階で、甲の後見人または甲の家族（甲に後見人がなく、かつ身寄りがないときは身元引受人）立会いの上、同計画案を甲に対して説明し、同意を得ることとします。

(介護サービスの内容)

第4条 乙は、甲に対し、前条により作成された甲のための施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、別紙「契約書別紙兼重要事項説明書」記載の各種介護サービスを提供します。

- 2 乙は、甲に対し、前条により甲のための施設サービス計画（ケアプラン）が作成されるまでの間は、甲がその有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう配慮し、適切な各種介護サービスを提供します。

(利用者負担金)

第5条 甲は、乙からサービスの提供を受けたときは、乙に対し、別紙「契約書別紙兼重要事項説明書」記載の利用者負担金を支払います。

- 2 甲が正当な理由なく、乙に支払うべき利用者負担金を3か月分以上滞納したときは、乙は3か月以上の期限を定め、期限までに利用料を支払わない場合は、契約を解約する旨、通告することができます。
- 3 乙は、調整の努力を行い、かつ調整の期間（通告から3か月）を経過した場合、この契約を文書により解約することができることとします。

(利用者負担金の納入)

第6条 前条に定める利用者負担金については、期日を定め、サービスを利用した月ごとにまとめたうえで、翌月10日以降に発行致します。当月中に現金またはお振込みにてお支払いください。尚、口座引き落としも出来ますので、事務所にご相談下さい。

- 2 前項に定めるお振込みに要する料金については、甲のご負担とさせていただきます。
- 3 利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金のお支払いを受けた後に発行致します。

(身体的拘束その他の行動制限)

第7条 乙は、甲または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し、身体的拘束その他の方法により甲の行動を制限しません。

- 2 乙が甲に対し、身体的拘束その他の方法により甲の行動を制限する場合は、甲に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、甲に同意能力がある場合は、その同意を得ることとします。

また、この場合乙は、事前または事後すみやかに、甲の後見人または甲の家族（甲に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人）に対し、甲に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

- 3 乙が甲に対し、身体的拘束その他の方法により甲の行動を制限した場合には、第8条の介護サービス記録に次の事項を記載します。
  - 一 甲に対する行動制限を決定した者の氏名、制限の根拠、内容、見込まれる期間（時間）及び実施された期間（時間）
  - 二 前項に基づく乙の甲に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
  - 三 前項に基づく甲の後見人または甲の家族（甲に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人）に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

(介護サービス記録)

第8条 乙は、甲に対する介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

- 2 甲及び甲の後見人は、乙に対しいつでも、前項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。甲に意思能力がなく、かつ後見人がいない場合には、必要に応じて甲

の家族は、前項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。  
謄写の場合、乙は実費相当額を請求者に請求することができます。

(甲の解約権)

第9条 甲は乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合は、2週間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日にこの契約は解除されます。

- 2 乙が、介護保険法等関連諸法令及び本契約に定める債務を履行しなかった場合または不法行為を行った場合には、甲は乙に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合は、申し入れ時に契約解除となります。

(乙の解約権)

第10条 乙は、甲が次の各号に該当する場合には、1か月以上の予告期間をもってこの契約を解約することができます。

- 一 甲の行動が、他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき
- 二 甲が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をするおそれが極めて大きく、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき
- 三 甲が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき
- 四 第5条第3項に該当する場合

(契約の終了)

第11条 次の各号に該当する場合には、本契約は終了します。

- 一 第2条第1項により、契約期間が満了したとき
  - 二 第9条に定める甲からの解約の意思表示がなされ、予告期間を経過した場合
  - 三 第10条に定める乙からの解約の意思表示がなされ、予告期間を経過した場合
  - 四 甲について病院または診療所に入院する必要が生じ、その病院または診療所において甲を受け入れる態勢が整ったとき
  - 五 甲について他の介護保険施設への入所が決まり、その施設において甲を受け入れる態勢が整ったとき
  - 六 要介護認定の更新において、甲が自立または要支援と認定されたとき
  - 七 甲が死亡したとき
- 2 契約が終了する場合は、乙はあらかじめその理由を文書により甲に示し、十分な説明を行います。
  - 3 契約が終了する場合は、第12条第3項に定める援助を行います。

(契約終了後の退所と精算)

第12条 この契約終了後、甲はただちに本施設を退所します。

- 2 契約期間中に契約が終了した場合、サービスの未給付分について乙がすでに受領している利用料があるときは、乙は甲に対し相当額を返還します。
- 3 この契約の終了により甲が本施設を退所することになったときは、乙はあらかじめ甲の受入先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の保健機関、医療機関、もしくは福祉サービス機関等と連携し、甲の生命・健康に支障のないよう円滑な退所のために必要な援助を行います。

(乙における再入所受入義務)

第13条 他の医療機関に入院する場合であっても、甲が入院後おおむね3か月以内に退院することが明らかに見込まれ、かつその期間内に退院した場合は、乙は、やむ

を得ない事情がある場合を除き、甲から乙に対する本施設における介護福祉施設サービス契約申込に対して承諾する義務を負い、ただちに甲を本施設に再入所し、介護サービスを提供することとします。

(秘密の保持)

第14条 乙及び乙の職員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た甲、甲の家族または身元引受人の秘密を保持します。

2 乙は、乙の職員が退職後、在職中に知り得た甲、甲の家族または身元引受人の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

3 乙は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し甲、甲の家族または身元引受人に関する情報を提供する場合には、事前に文書により各関連する者の同意を得ることとします。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第15条 乙は、甲に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに甲の後見人、甲の家族または身元引受人等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 前項の場合において、事故が発生した場合は、乙はすみやかに甲の損害を賠償します。ただし、乙に故意過失がない場合には、この限りではありません。

(サービスに関する苦情処理)

第16条 甲、甲の後見人、甲の家族または身元引受人は、乙が提供する介護サービス等に疑問や苦情がある場合、いつでも別紙「契約書別紙兼重要事項説明書」記載の苦情受付窓口に問合せ及び申し立てることができます。その場合、乙はすみやかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について甲に文書で報告します。

2 乙は甲、甲の後見人、甲の家族または身元引受人から前項の疑問、問合せ及び苦情申立がなされたことをもって、甲に対しいかなる不利益な行為をいたしません。

(サービスのチェック)

第17条 乙は、第三者機関により定期的または随時に書面もしくは訪問による調査を受けることがあります。調査の結果は、必要な限り甲に報告します。

2 乙は、自治体オンブズマンから調査の申し入れがあった場合は、事情聴取を受けることを拒絶せず、必要な資料の提供等協力を惜しみません。

3 民間または自治体のオンブズマンの発動が、甲またはその家族の申し入れによるものであっても、乙は甲に対し、そのことをもっていかなる不利益行為をいたしません。

(身元引受人)

第18条 甲は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。ただし、甲が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）

であること。

② 弁済をする資力を有すること。

二 身元引受人は、甲が本契約上本施設に対して負担する一切の債務を極度額150万円の範囲内で、甲と連帯して支払う責任を負います。

三 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

- ① 甲が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
  - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は甲が死亡した場合の遺体の引き取りをすること。但し、遺体の引取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、本施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 四 身元引受人が第一項各号の要件を満たさない場合、又は乙、乙の職員若しくは他の入所者に対し、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、乙は、甲及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第一項但書の場合はこの限りではありません。
- 五 身元引受人の請求があったときは、乙は身元引受人に対し、乙に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。
- 六 身元引受人は、甲にとって必要となる各種手続き・申し込み等を滞りなく行うものとします。
- 七 身元引受人は、この契約に基づく一切の責任を負うものとします。

(合意管轄)

第19条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要性が生じたときは、茨城地方裁判所下妻支部を管轄裁判所とすることに合意します。

(契約に定めのない事項)

第20条 この契約に定めのない事項について疑義が発生したときは、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、甲、甲の後見人、甲の家族及び身元引受人との間で協議の上誠意を持って解決するものとします。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名または記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

(利用者 甲)

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、本契約を締結いたします。

住 所

氏 名

印

(身元引受人)

私は、以上の契約につき説明を受け、身元引受人の責任について理解しました。

住 所

氏 名

印

甲との続柄 ( )

電話番号

(事業者 乙)

本施設は甲の申込を受け、本契約に定める義務を誠実に履行します。

所 在 地 茨城県下妻市下栗1223

名 称 社会福祉法人はくさん

特別養護老人ホームはなみずきの杜

代 表 者 理事長 鵜田 まゆみ 印

電話番号 (0296) 54-5211 ファックス(0296)54-5711

(立会人)

私は、乙の職員として、本契約に立ち会いました。

職・氏 名

印